

## 第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

### 3-1.歴史的風致の維持向上に関する課題

古くは旧石器時代まで遡ることができる岡崎市において、顕在化又は潜在化している様々な歴史文化資産に光を当て、「まちづくり」という観点から着目しつつ、目に見える形で浮かび上がらせ、歴史まちづくりを進めていく上で必要な課題を以下に示す。

#### (1)歴史文化の認知に関する課題

市内には、極めて価値の高い文化財と併せて、地域においてのみ認識されている歴史や伝統を色濃く反映した建造物や祭礼等の歴史文化資産が数多く存在する。しかし、これらは、身近な歴史文化資産であるにもかかわらず、学術的な調査や検証が不十分な面もあり、その価値や魅力に多くの人が気づいていないものも多い。

ネットモニターアンケートの結果では、88%の市民が岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると感じているにも関わらず、歴史まちづくりを行う上で核となる「文化財の指定等や保存修理」の取組みについての認知度は28%と低く、「岡崎城跡の史跡整備」に偏っている。これは市内各所で行っている取組み自体が十分ではないということに加え、行っても認知されていない、取組み自体に関心がないということを示しており、保護意識の低さや普及啓発不足が読み取れる。

市民が身近な地域の歴史文化に関心を持ち、歴史文化資産の掘り起こしや調査・価値付けにより、その価値や魅力に気づき、理解を深め、誇りと愛着を育みながら、自ら積極的かつ主体的にまちづくりに活かしていけるような施策を展開していくことが求められる。

問い:岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると思いますか？

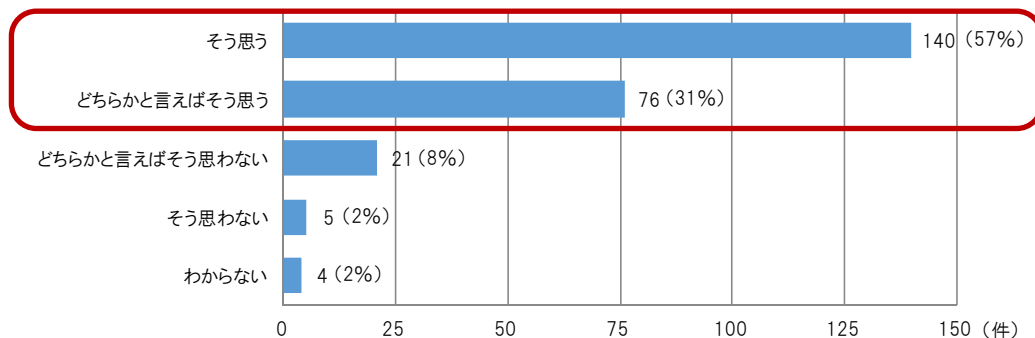


図3-1-1 ネットモニターアンケートの結果(平成26年(2014)9月、回答者246名)  
「問い:岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると思いますか？」

問い:知っている岡崎市の「歴史まちづくり」に関する取組みはどれですか?(複数回答可)

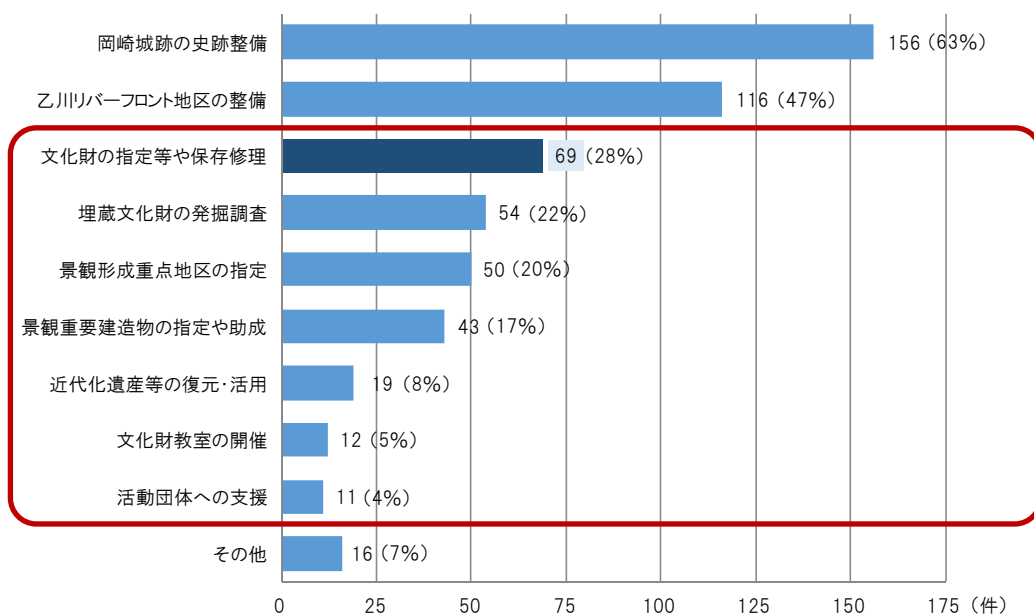


図3-1-2 ネットモニターアンケートの結果(平成26年(2014)9月、回答者246名)  
「問い:知っている岡崎市の「歴史まちづくり」に関する取組みはどれですか?(複数回答可)」

見方を変えれば、総括的な調査や研究が不十分であるがゆえに、市内のどこにどの程度の歴史文化資産が存在し、どのような状況に置かれているかなどの全体像が把握できておらず、まだまだ見出されていない相当数が眠っているものと推測され、これらの資産が、既存の認知されている資産と相まって、岡崎の歴史文化をさらに広げ深めてくれるものと期待される。

一方、これまでの調査や研究により、価値が確認されている文化財については、市ホームページや広報誌、そして市の歴史文化を総合的に扱っている岡崎城天守内での展示や企画展など、様々な媒体や機会を捉えて、その価値を市民や観光客に発信してきているが、わかりやすく親しみの持てる内容、また、近年の新たな調査成果を十分反映した内容とはなっておらず、さらに、個々の歴史文化に関する情報の背景にある岡崎の歴史文化を総合的に発信する場や機会も不十分なことが大きな課題となっている。

具体的には、発掘調査が継続的に実施されている岡崎城跡の重要な要素でもある菅生曲輪についても、これまでの発掘調査により土橋など貴重な遺構が発見されてはいるが、建物構造等は文献等が確認されておらず、全容解明までには至っていない。

## (2)歴史や伝統を反映した活動に関する課題

社会的な背景の変化や農業技術の進展等に伴い、祭礼等の伝統行事や伝統産業の必要性が薄れ、行われなくなったものもあるが、長い歴史の中で形を変えながらも現在に受け継がれているものが今も市内の各地で数多く営まれている。

特に価値の高い祭礼等の伝統行事については、文化財指定等により保護が図られてきたが、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な支援等の対策が講じられなければ失われてしまうおそれもある。

具体的には、矢作神社祭礼を始め地域に根付いている伝統行事等の多くは、高齢化による担い手の減少を始め、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、その保存・継承・伝承が困難になりつつある。住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては子供が行っていた行事を大人が主体となって実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられるが、様態の変更により、それらの持つ本来の意味が失われてしまうという課題も併せもっている。

活動の主体は人であり、その存続は地域住民の手に委ねられている場合が多い。これら伝統行事の継承に取り組む各種団体等の活動を活性化するような効果的な支援の仕組みが十分でないことも大きな課題となっている。これら行事の担い手の育成を始め詳細な記録作成や文化財指定など維持継承のための措置が求められる。

このほか、経済産業大臣指定伝統工芸品である岡崎石製品や三河仏壇等については、その歴史や価値についての理解や周知が十分に進んでいるとはいえず、また、少子高齢化等による後継者不足も課題となっている。

## (3)歴史的建造物に関する課題

昭和20年(1945)の岡崎空襲により当時の市域の大半が焼失したが、戦災を免れた地区や郊外の街道筋には、中世の建築で国の文化財に指定されている8棟の建造物を始め各時代の歴史的建造物が重層的に存在している。

このうち、特に文化財的な価値の高いものは、文化財保護法や愛知県文化財保護条例、岡崎市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により、その保護に努め、また、特に地域の景観上重要なものは、景観法に基づく景観重要建造物の指定により、その外観の保全に努めてきた。このように、文化財行政と景観行政の両面から、歴史的建造物の保存・活用のための支援を行ってきたが、それらは市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部にすぎない。それ以外の多くは行政による保護の対象とはなっておらず、特に民間所有の歴史的建造物においては、居住者の高齢化や相続等の問題により修理等が進まない、又は老朽化による破損や耐震上の問題により修理等を迫られているものも多くある。さらに、所有者の

理解が得られず、調査も行われることなく、その価値が十分に認識されないまま取り壊されるなど多くの課題を抱えている。昭和20年(1945)以前に建築された建造物の数をみても、平成18年(2006)度から平成27年(2015)度までの間に2,333棟も減少しており、9年間で全体の約26%が失われていることから、今後も歴史的建造物の滅失が懸念される。歴史的建造物は一般の建築物と比較してその適切な維持管理には多くの手間や費用がかかる。近年では、ふるさと納税やクラウドファンディング等の仕組みを活用した保全の取組みも全国で展開されつつあることから、これら所有者等に対する維持管理の負担の軽減等の支援措置が求められる。

指定等文化財といえども、同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースも少なくない。歴史的風致の重要な要素となる社寺は、その建物規模が大きいこともあり、多額の修理・修繕費用がまかなえず、老朽化が進んでいるものも多い。市指定有形文化財の日吉山王社では、建築経過年数からくる老朽化のため、覆屋で覆わなければならない状態になっており、建物への近寄りが制限されている。この状態が、建物崩落の危険性もさることながら、歴史的景観の魅力の価値を半減させる要因となっている。

市が所有する歴史的建造物についても、老朽化に伴う耐震化やユニバーサルデザイン化への対応等の課題を抱え、十分な公開活用ができていないものもある。

具体的には、平成22年(2010)に耐震性を理由に岡崎市郷土館(旧額田郡公会堂及物産陳列所)を閉鎖するなど、歴史的建造物としての保存・活用が十分に行われているとは言えない状況にある。岡崎の歴史文化の価値や魅力を多くの人々が享受できるよう、積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等が望まれるほか、市指定史跡の岡崎城跡においては、石垣の孕み(変形)が進行しており、全国的にも貴重な曲輪の遺構等についても整備が不十分である。

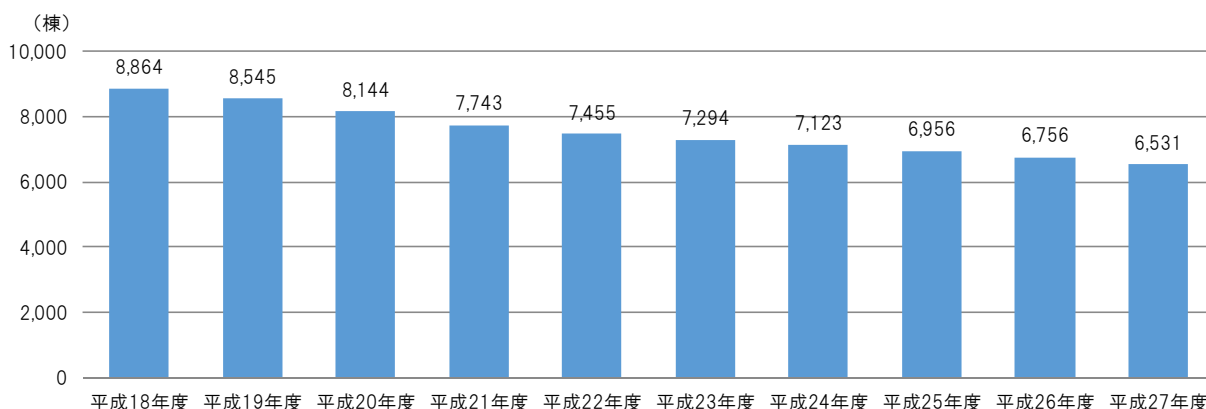


図3-1-3 昭和20年(1945)以前に建築された建造物の課税件数の推移(資料:固定資産課税台帳を基に作成)



#### (4)歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題

歴史的建造物の周辺においては、これらと調和しない屋外広告物の増加や電柱電線類による景観の阻害が見られるところも多く、歴史的風致の魅力を減退させる一要因になっている。

また、歴史的建造物単体が適切に保全されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や跡地が中高層建築物や駐車場へ転用される事例も見られることで、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われることになり、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができない。

具体的には、電柱電線類等の景観阻害要素については、能見神明宮大祭の山車巡行のルートとなる足助街道や大樹寺から岡崎城天守への眺望空間等にもみられ、華やかな神輿や行列等の後ろに電柱や電線が写り込み、興をそがれるなど歴史的風致の魅力を減退する一要因にもなっている。このため、無電柱化や道路美装化によるまちなみ景観の整備や周辺建造物の外観修景によるまちなみ景観の維持・再生が求められる。

優れた眺望景観の保全に関しては、本市のシンボルである岡崎城天守は市街地の各所から望むことができる。特に、大樹寺から岡崎城への歴史的な眺望(通称：ビスタライン)については、住民の理解と協力のもと、昭和60年(1985)からの行政指導、平成24年(2012)からの景観法に基づく景観計画制度による高さ制限によりその保全に努めてきた。しかし、現在の勧告止まりの規制では強制力が弱く、将来にわたって優れた眺望を確実に保全していくためには、変更命令を伴う実効性の高い規制制度への移行が求められる。

このほか、木造の建物が密集する歴史的な市街地等の多くは、古くからの町割りや道筋が歴史的な風情を醸し出す一方で、火災や地震等の災害に脆弱であることから、歴史的な市街地としての文脈に配慮しながらも、住民が安心して安全に暮らせるよう、防災上の観点からまちづくりを進めていくことも重要な課題となっている。



図3-1-4 岡崎城と高層建築物



図3-1-5 岡崎城への眺望と電線類



図3-1-6 駐車場や空き地

## (5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

本市は、都市部から山間部に至るまで、数多くの歴史文化資産に恵まれているが、その多くは歴史や伝統の価値が十分に認識されておらず、市民の誇りと愛着の源泉となることはもとより、本市の魅力を高め、地域活性化や観光振興に寄与する可能性についても理解が十分とは言えない。

地域活性化や観光振興を通じて、市民や来訪者が歴史文化資産の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうためには、それぞれの場所に「点」として存在しているこれらの資産をネットワークでつなぐ回遊性が不足しており、その風情や佇まいを感じにくい状況にある。本市の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物や伝統的な活動等のまちづくりにおける活用が、それぞれ単体としてはあっても、相互に関連して行われることが少ない現状にあり、それぞれのいわれを辿ると個々の歴史文化資産の関係性が見えてくる場合がある。一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、岡崎の魅力を「面」としてわかりやすく体験を通じて感じられるような環境づくりや観光客の受入環境整備の促進が求められる。

市内の歴史文化資産を相互に巡るような新たな周遊ルートや移動手段を想定すると、サイン・案内板、案内所や休憩所等の滞留拠点施設が不足しているほか、地域によっては、通行する自動車等によって安心して散策できる歩行者空間が確保されていないことから、これら歴史文化資産を周遊できる快適な回遊性の向上が大きな課題となっている。

具体的には、歴史文化資産をつなぐサインや地域の歴史文化を理解するための案内板や説明板が不足している、統一感に欠けている、老朽化しているなど量的にも質的にもこれらの充実が求められる。

このほか、周遊するのに必要となる駐車場の不足や観光バスの入れない狭い道路等もあり、駐車場やアクセス道路の確保に加えて公共交通の利用促進も課題となっている。

さらに歴史的風致を構成している旧街道の多くは、幹線道路の抜け道として利用する車両の通行もあり、歩道が設置されていない生活道路や歩道幅員が狭い道路では、歩行者に対する安全対策も課題となっている。



図3-1-7 各種案内板



図3-1-8 旧東海道の車両通行



図3-1-9 旧東海道沿いの休憩所

## 3-2. 上位計画及び関連計画との関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランが時代に即して改定され、さらに、「岡崎市景観計画」、「岡崎城跡整備基本計画」など岡崎の歴史的風致の維持及び向上に関わりの深い計画も既に策定されている。このため、これらの計画との整合や調和、連携を図り、岡崎市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

まず、本計画は、本市の基本構想を含む岡崎市総合計画に即するとともに、都市計画区域内においては岡崎市都市計画マスタープランと整合が保たれたものとする。

そして、岡崎市景観計画や乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画(QURUWA戦略)など関係する各種計画と連携・調和を図り、歴史・文化、自然が織りなす歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付けることとする。

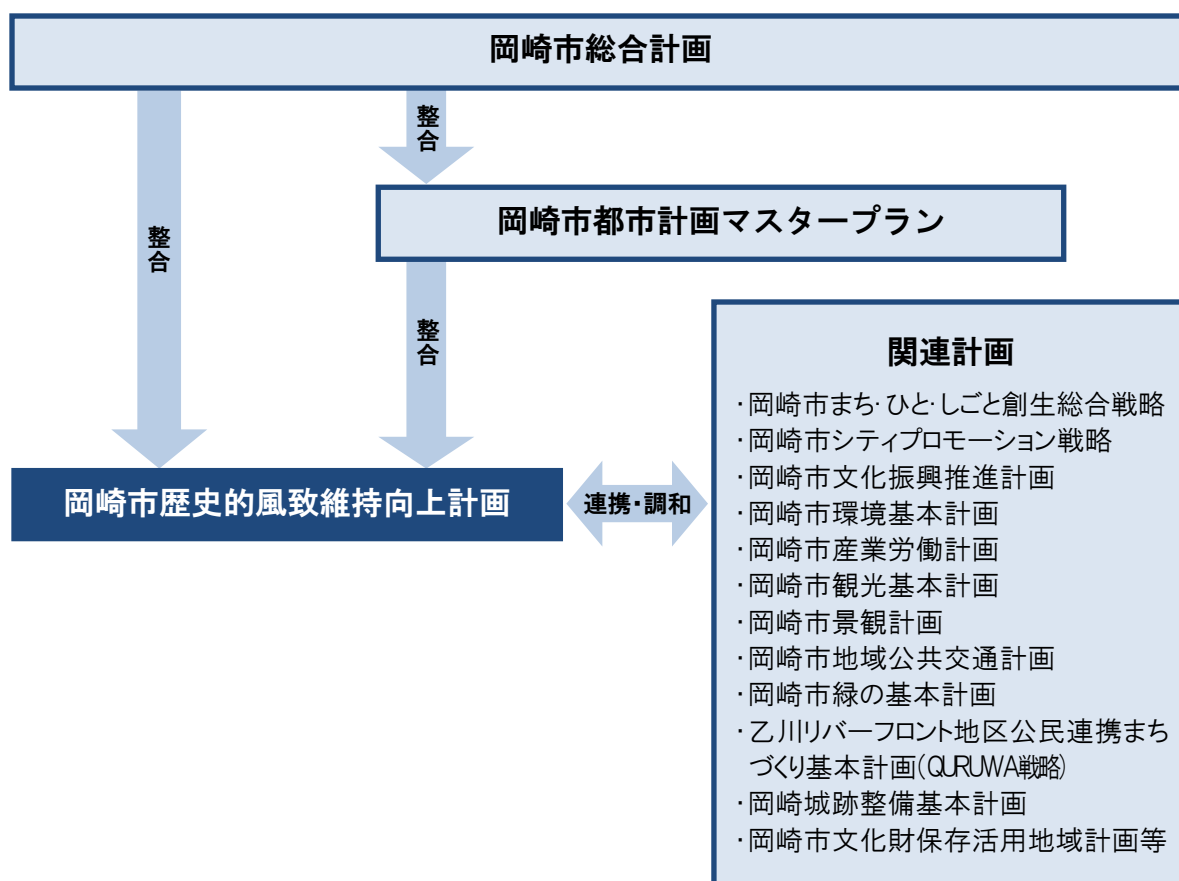


図3-2-1 関連計画との関係

## (1)第7次岡崎市総合計画(令和3年3月策定)

「第7次岡崎市総合計画」は、30年後に岡崎市の目指す将来都市像を定め、その実現に向けて今後10年後(2021年～2030年)の分野別政策指針を示した総合政策指針と、将来都市像の実現に資する推進事業をパッケージとして目標設定・進捗管理を行う未来投資計画により、構成している。

将来都市像を『一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき』と定め、国内屈指の製造業拠点である三河地域において、人口規模を増加・維持する取組みが効果を発揮し、行政・学研機能や更なる商業機能の集積、新技術のまちづくりへの活用を通じて、利便性や先進性の高い暮らしが実現できる都市として三河地域の発展を牽引する役割を担うことを目指す。

また、将来都市像の実現に向けて、「公民連携による成長戦略の推進」「コンパクトな都市楮能の構築」「まちへの誇りが育まれる社会づくり」「周辺都市との連携体制の推進」による持続可能な都市経営を推進することを示している。

そうした中、未来投資計画の中に位置付けられる「分野別の主な取組」の「暮らしを支える都市づくり(都市インフラ)」と「誰もが学び活躍できる社会づくり(教育・文化)」において、歴史文化及び歴史まちづくりに関連する指針と主な取組みが示されている。

分野別の主な取組 (1)暮らしを支える都市づくり(都市インフラ)	
<p>◆ 10年後の想定社会状況</p> <p>地域創生にかかるしごと・ひと・まちの取組や、リニア開通効果により、市内通勤者の市内居住や、市外通勤者の市域周辺部における住宅需要の高まり、交通渋滞など、まちづくり課題への対策の重要性が増しています。</p> <p>◆ 分野別指針</p> <p>集約連携型都市の実現に向けて、「しごと」に引き寄せられて集まってきた「ひと」の住宅需要に対応しつつ、暮らしの質を高める都市基盤が充実していく「まち」を目指します。</p> <p>◆ 個別計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン</li> <li>・立地適正化計画</li> <li>・土地利用基本計画</li> <li>・駐車場整備計画</li> <li>・総合交通政策</li> <li>・地域公共交通網形成計画</li> <li>・自転車ネットワーク計画</li> <li>・景観計画</li> <li>・屋外広告物適正化計画</li> <li>・歴史的風致維持向上計画</li> <li>・無電柱化推進計画</li> <li>・緑の基本計画</li> <li>・住宅マスタープラン</li> <li>・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画</li> <li>・空家等対策計画</li> <li>・上下水道ビジョン</li> </ul>	<p>◆ 主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域中心部における土地の高度利用促進、市域周辺部における広域交通機能を活かした広域集客施設や製造業拠点の市内立地に結び付くよう、規制・誘導を行っていきます。</li> <li>・市内へのしごと集積により得られる住宅需要に対応して、就労者が岡崎に居住して子を産み育てていけるよう、都市農地の有効活用や、空き家活用などを加速していきます。</li> <li>・居住誘導区域内で都市基盤が脆弱な市街地等の強靱化を推進していきます。</li> <li>・駅周辺部にて、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を推進していきます。</li> <li>・市内交通の円滑化に向けて、新技術の進歩・実用化の速度と市内現状を勘案しながら公共交通のあり方を検討するとともに、渋滞対策等を講じていきます。</li> <li>・道路・公園・上下水道をはじめとする都市基盤を管理する主体として、これを利用する市民の暮らしと向き合い、経済や社会との相関に配慮しながら、戦略的かつ安全安心な都市政策を行っていきます。</li> </ul>

図3-2-2 分野別の主な取組[都市インフラ](第7次岡崎市総合計画)



## 分野別の主な取組 (7) 誰もが学び活躍できる社会づくり (教育・文化)

## ◆ 10年後の想定社会状況

価値観の多様化や、多様性を受容する社会構造は、新技術の発展・普及によるオンデマンド化をきっかけに、これまで以上に拡大していくことが予想され、これと比例して学びに対する重要度がさらに増しています。

## ◆ 分野別指針

今後、大きな社会変化が起こった場合も、新たな価値や将来を創り出すために、市民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せや活躍を実現できるまちを目指すとともに、学校教育・社会生活の中でおこざき愛が育まれていくまちを目指します。

## ◆ 個別計画

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ・ 学校教育等推進計画   | ・ スポーツ推進計画    |
| ・ 生涯学習推進計画    | ・ 文化振興推進計画    |
| ・ 文化財保存活用地域計画 | ・ 子ども読書活動推進計画 |

## ◆ 主な取組

- 学校教育では、基本理念として自立・共生・創造を目指して、「未来を拓き、豊かに生きる力をもった子ども」を育てる教育を推進していきます。
- 不登校児童・生徒の居場所づくりによる支援策の充実や、情報教育の充実に向けた取組を推進していきます。
- 新しい時代の教育に向けた教育環境の充実を推進するとともに、教員の負担軽減、学校体育施設をはじめとする教育施設についての保有量の適正化を図ります。
- 社会課題や地域課題解決に向けた学習機会として、地域共生社会や総活躍社会の基礎となる生涯学習を推進していきます。
- 地域の重要資源である自然科学研究機構との連携体制を検討します。
- 前向きで活力ある社会を構築し、健康・経済・社会の一体感などの多様な波及効果を見据え、スポーツを「する」「みる」「支える」活動を推進していきます。
- 他分野と連携しつつ、活用を見据えた文化財の保護を推進していきます。

29

図3-2-3 分野別の主な取組[教育・文化](第7次岡崎市総合計画)

## (2)岡崎市都市計画マスタープラン(令和3年3月改訂)

「岡崎市都市計画マスタープラン」は、第7次岡崎市総合計画が目指す将来都市像を実現するため、土地利用、市街地整備、都市施設等の都市計画部門に関する、より具体的な施策の方向性を示したものであり、『自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎』を都市づくりの基本理念と定め、都市像と都市づくりの目標を設定している。

5つある都市像のうちの1つに「自然・歴史・文化の趣きを実現できる都市」を掲げ、その都市像の実現を目指した3つの目標として、「地域資源を活用した観光まちづくり」「賑わい・交流を促進する環境の創造」「地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備」を設けている。

### 1.都市づくりの基本的な考え方

#### ■都市づくりの基本理念

**自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎**

#### ■都市像と都市づくりの目標

<p>【都市像1】 新たな活力を創造する都市</p> <p>目標1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化(①)</p> <p>目標2 市内企業の産業競争力の向上(②)</p> <p>目標3 駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興(③)</p>
<p>【都市像2】 将来にわたって持続可能な都市</p> <p>目標1 コンパクト・プラス・ネットワークの取組みによる持続可能な都市構造への転換(④⑤⑦⑧)</p> <p>目標2 公民連携まちづくりや既存ストックの効率的な利活用の推進(⑥)</p> <p>目標3 地域コミュニティの維持(⑥⑦)</p> <p>目標4 自然環境と調和した都市づくり(⑧)</p> <p>目標5 新技術導入による持続可能な都市の実現(⑨)</p>
<p>【都市像3】 住みやすい、住み続けられる都市</p> <p>目標1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境の創造(⑩⑪⑭)</p> <p>目標2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進(⑫⑬)</p> <p>目標3 誰にもやさしい交通環境の整備(⑩⑪⑭⑮)</p>
<p>【都市像4】 自然・歴史・文化の趣きを実感できる都市</p> <p>目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進(⑯⑰)</p> <p>目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造(⑱)</p> <p>目標3 地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備(⑲)</p>
<p>【都市像5】 安全安心に暮らせる都市</p> <p>目標1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成(⑲)</p> <p>目標2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化(⑲)</p>

都市づくりの基本理念は、第7次岡崎市総合計画が目指す将来都市像を実現するための都市計画に関する基本的な考え方で、本市固有の資源である「自然・歴史・文化」を守り、生かしながら、魅力ある住みやすい暮らしを「新たなくらし」とし、積極的に機能強化を図り産業振興などを推進する「活力」を創造することで、本市独自の都市構造が構成される「風格ある都市」を目指します。

#### 目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進

本市の豊富な自然・歴史・文化といった地域資源を、市民自ら活用、発信することで、市民も来訪者も楽しむことができる観光まちづくりを推進します。

#### 目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造

市内に広く分布する本市ならではの地域資源の回遊性を高め、まちに賑わいと活気を生み出し、市全体での交流を創造します。

#### 目標3 地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備

自然・歴史・文化といった地域資源をリデザインし、魅力ある公共空間の整備を推進します。

図3-2-4 都市像と都市づくりの目標(岡崎市都市計画マスタープラン)



## 2. 分野別都市づくり計画

## ■ 分野と分野別の基本方針

分野	基本方針
土地利用※	1 地域の特性に応じた良質な居住環境※の形成 2 乙川リバーフロント地区の整備による賑わいと活力の創出 3 地域の特性に応じた都市機能※の導入・集積による利便性の高い市街地の形成 4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導 5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導 6 土地利用混在箇所※の相互の調和による操業環境・居住環境の確保 7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域※、都市計画区域※外の自然環境の保全
市街地整備※	1 都市拠点などにおける都市機能の更新や地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成 2 産業用地の整備 3 土地区画整理事業※などの確実な推進による良好な市街地の形成 4 低未利用地※などの利活用の推進
道路・公共交通	1 広域道路網※の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進 2 安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保 3 鉄道やバス、次世代モビリティ※などの連携による公共交通ネットワークの構築 4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン※化の推進 5 都市経営の観点からのインフラ※管理の推進
公園・緑地	1 生活に密着した公園の整備推進 2 風致地区※や生産緑地※、社寺林などの自然環境の保全 3 長期未整備の都市公園の計画など見直し 4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進
河川・上下水道	1 治水・浸水対策の強化 2 河川の良い水質の確保 3 自然環境に配慮した川づくり 4 親水性の高い水辺空間の創出と活用 5 施設の適切な維持管理と計画的な更新
景観・自然環境	1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全 2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進 3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導 4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全
防災	1 市街地の耐震化や不燃化の促進 2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進 3 土砂災害対策の強化 4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進 5 復興事前準備の取組みの推進

## ■ 基本方針の考え方

## 基本方針1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全

景観計画に基づき、地域固有の歴史的風致の維持向上や良好な景観形成により、魅力の高い市街地を形成します。

## 基本方針2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進

点在する多彩な歴史・文化資源のネットワーク化を図り、市民や来訪者の回遊性を向上させ、地域の活性化、エリアの価値の向上につなげます。

## 基本方針3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導

本市を特徴づける資源である水辺空間は、眺望も含めたその環境を保全し、良好な景観を誘導します。

## 基本方針4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全

森林や農地の多面的機能※を認識し、無秩序な開発を抑制することで豊かな自然環境を保全します。

図3-2-5 分野別の基本方針と基本方針の考え方(岡崎市都市計画マスタープラン)

### (3)第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和4年2月改訂)

「第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成26年(2014)11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された平成27年(2015)度～令和元年(2019)度を計画期間とする計画の、2期目の計画である。

本計画では、4つの基本目標を掲げるとともに、それぞれに対して基本的方向を示している。

#### 基本目標① 未来のまちづくり

- 基本的方向① 公共投資だけではなく民間投資を合わせて誘導することで、新たな都市課題に対応した多世代・多機能な骨太の集約連携型都市を実現し、市民の暮らしの質の向上を図る。

#### 基本目標② 未来のひとづくり

- 基本的方向② すべての市民が活躍できるよう、町内会組織による地域課題解決の取組をはじめとする地域住民の活躍を支援しつつ、より多様性を受容する社会へと変革し、多様な主体や個人が活躍できる地域共生社会の実現を図る。

#### 基本目標③ 未来のしごとづくり

- 基本的方向③ 各産業の事業者の活動や進出を促進し、未来をけん引する産業の育成・誘致を進め、市民が多様に活躍できる就労環境の構築を図っていく。

#### 基本目標④ 未来のパートナーシップづくり

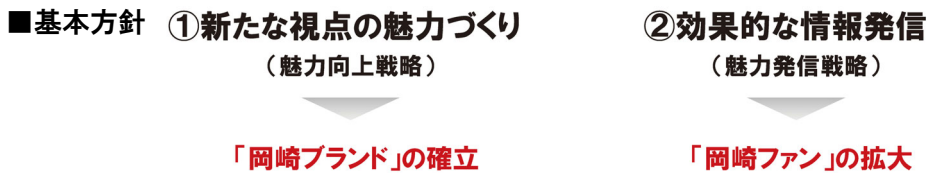
- 基本的方向④ 先進技術の活用などで都市経営のスマート化を進めるとともに、幅広く民間事業者とパートナーシップを確立・強化し、公民連携を誘発していくことで、市民・事業者・行政の連携によるまちづくり体制の構築を図る。

図3-2-6 基本目標と基本的方向(第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

## (4)岡崎市シティプロモーション戦略(平成 26 年3月策定)

「岡崎市シティプロモーション戦略」では、シティプロモーション活動の定義を「将来にわたり市が活力を維持し持続的に発展するため、魅力づくりを推進し、それを市内外に発信する活動」と定め、「岡崎ブランドの確立」のための『新たな視点の魅力づくり(魅力向上戦略)』、そして「岡崎ファン」の拡大のための『効果的な情報発信(魅力発信戦略)』の2つを基本方針としている。

また、本市の伝統や文化を革新し、新しい価値を生み出そうとする未来に向かった前向きな活動を、「岡崎ルネサンス」活動として推進し、本市の活力維持、持続的な発展に繋げていくこととしている。



市内外の多くの人から認められ、選ばれる都市となり、  
**本市の活力の維持、持続的な発展へ繋げる**

### ■戦略



### ■取組み例



図3-2-7 基本方針と戦略(岡崎市シティプロモーション戦略)



## (5)第2次岡崎市文化振興推進計画(平成 29 年3月策定)

「第2次岡崎市文化振興推進計画」では、前計画から踏襲した、『伝統と市民文化が息づく家康公のふるさと岡崎』を基本理念に掲げ、独自の文化振興を図ることを目指している。

これは、「家康公の生誕地としてこれまで継承されてきた伝統文化と、豊かな市民文化からなる岡崎の文化が本市の個性として確立し、全国に発信、紹介され、市民が岡崎市に暮らすことに誇りを持てる文化の薫り高い都市となる」ことを明文化したものであり、理念実現のため、下位に3つの基本方針を定め、数多くの事業を展開している。

とりわけ、基本方針2では、「歴史文化の継承と活用」として関連する施策をまとめており、「歴史文化を活かしたまちづくり」についても位置付けている。

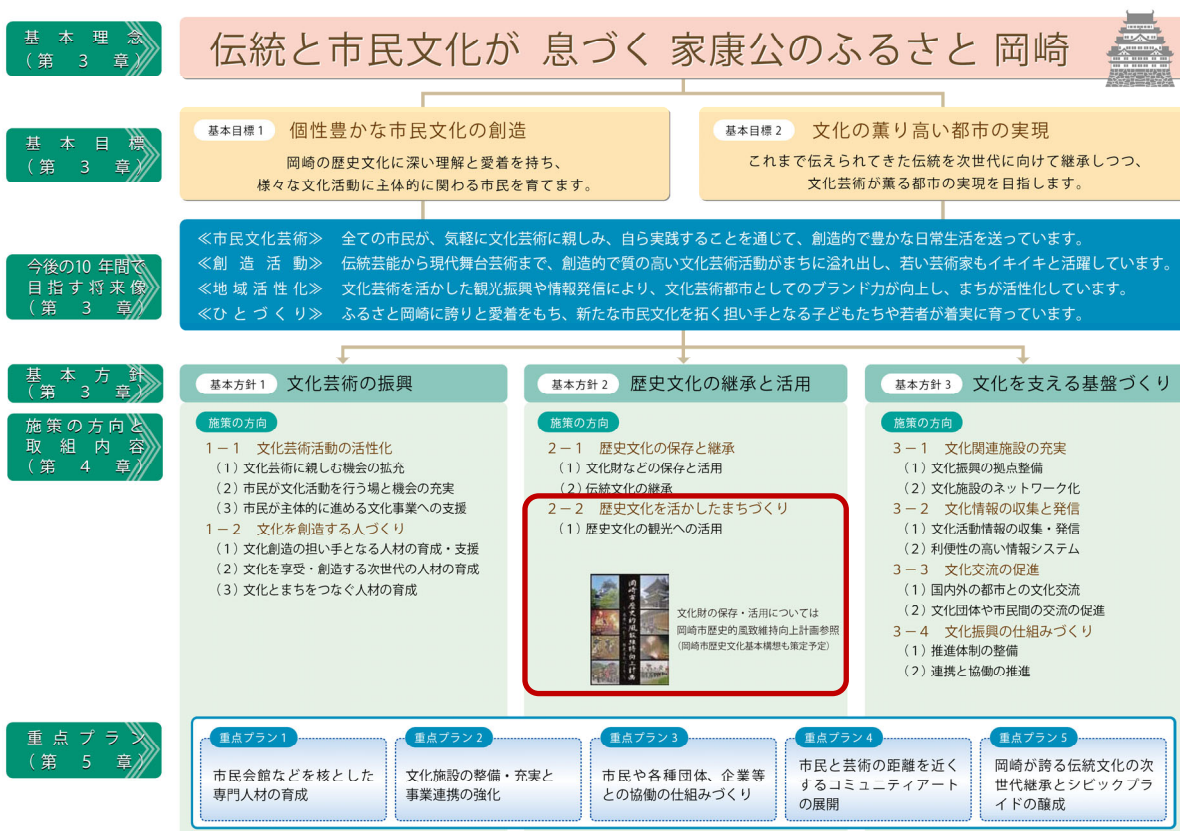


図3-2-8 施策の体系(第2次岡崎市文化振興推進計画)

## (6)第2次岡崎市環境基本計画(令和3年3月策定)

「第2次岡崎市環境基本計画」は、豊かな自然の恵みを享受しながら、自然とふれあい、活気にあふれた未来都市を形成することを目指して、『自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会「環境共生都市 岡崎」』を環境ビジョンに掲げるとともに、5つの環境目標と、それを実現するための施策の方向性及び重点施策を示している。



図3-2-9 環境ビジョンと環境目標等(第2次岡崎市環境基本計画)

## (7)岡崎市産業労働計画(令和3年3月策定)

「岡崎市産業労働計画」は、『仕事のしやすい働き甲斐のある共創イノベーション都市 岡崎』を将来都市像に掲げるとともに、将来都市像の実現に向けた5つの基本戦略を示している。

令和の新しい時代を迎え、未来志向の「イノベーション」を生み出す都市として、また、多様な人々の価値観やライフスタイルに寄り添った仕事のしやすい、働き甲斐のある都市として、事業者や市民から選ばれる都市になることを大きな使命として、各種施策を講じていくことが示されている。

### ■将来都市像

仕事のしやすい働き甲斐のある 共創イノベーション都市 岡崎

#### 基本戦略1 中小企業・小規模事業者の振興

本市の雇用と経済のみならず、地域社会そのものを支え続ける中小企業・小規模事業者が未来に向けて持続的な成長・発展を遂げるために、中小企業等がこれまでに培った技術・知見・信頼・実績等の強みを活かしつつ、国内外の多様かつ革新的な技術・知見・人材等との共創・交流による新たな価値の創造につながるよう、中小企業等の挑戦意欲を高める取組を進めます。

#### 基本戦略2 ものづくり産業・新産業の振興

本市の基幹産業である製造業及び製造業周辺産業を含む「ものづくり産業」の強靱化を目指して、ものづくり産業のイノベーションに不可欠なデジタル技術などの革新的な技術を活用した先端産業や新産業の参入・創出を推進・誘導し、本市産業の柱として「魅力ある仕事」を引き続き創造するなど、企業立地や企業活動のしやすい環境づくりを進めます。

#### 基本戦略3 商業機能と観光の連動

商業・サービス業はもとより、工業・農林業を含むあらゆる分野の産業に存する「商業機能(市民・消費者への直接的なサービス提供機能)」が本市の多様な観光資源と連動・共創し、誘客資源の充実が地域の活気や賑わいにつながり、市民・事業者・労働者・来街者がまちの魅力や楽しさを実感できるまちづくりを進めます。

#### 基本戦略4 創業・起業のしやすい環境の整備

高度な専門技術を始め、独創的なアイデアや信頼性の高い研究成果等から生まれた新製品・新サービス等によって、社会課題の解決、あるいは、社会への新たな価値の提供を目指すソーシャルビジネスを推進・誘導しつつ、本市で生まれ・育ち・学び・働き・暮らす人々が創業・起業の魅力を理解し、夢と希望を持って、いつでも、何度でも、創業・起業にチャレンジできる環境づくりを進めます。

#### 基本戦略5 産業人財の育成・働き甲斐の獲得

「働きやすい職場環境の整備」と「生産性向上による経営基盤の強化」を一体的に進める質の高い働き方改革を、国・県・本市の各種施策と連動して推進しつつ、多様な人材の活用・活躍により「人材」を「人財」にかえる「社会人のための教育(リカレント教育)」の環境整備を進め、仕事を通して誰もが働き甲斐を実感できる環境づくりを進めます。

図3-2-10 将来都市像と基本戦略(岡崎市産業労働計画)



## (8)-1 岡崎市観光基本計画(平成 18 年3月策定) ※アクションプラン(平成 29 年3月改定)

「岡崎市観光基本計画」では、まちの魅力を誇り、人々が岡崎の魅力を再発見することにより、岡崎をより深く知り、楽しんでもらう観光まちづくりを振興していくために『まちを誇り 人が楽しむ 新・おかざき再発見』を基本理念としている。

また、観光基本計画の基本的方向性をもとに、優先的に進める重点プロジェクトを下記のとおり示し、各項目におけるアクションプランに落とし込み、具体的な実施を検討することとしている。

### ■基本理念

## まちを誇り 人が楽しむ 新・おかざき再発見

オール市民が一体となった観光まちづくりの推進  
新・岡崎市の魅力の発掘・創造・情報発信  
誰もが訪れたい観光まちづくり



### ■重点プロジェクト

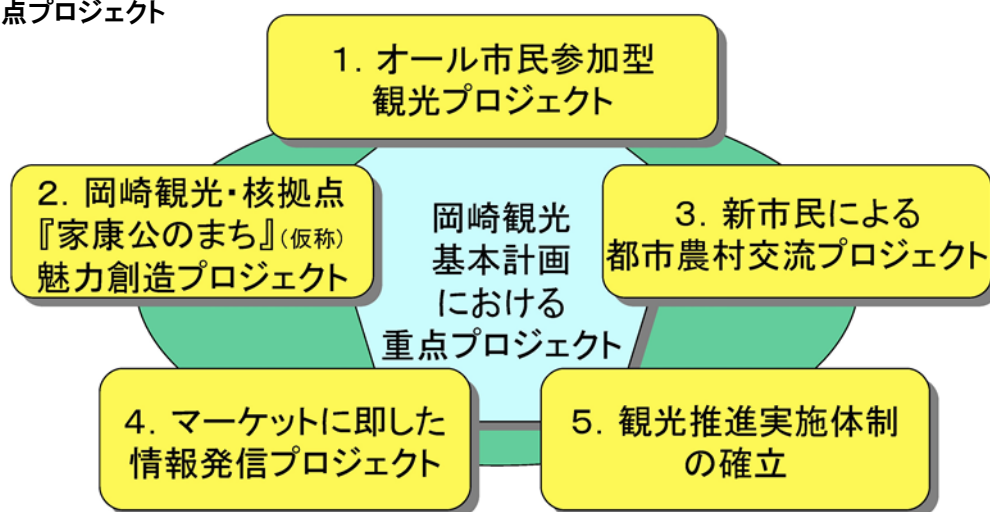


図3-2-11 基本理念と重点プロジェクト(岡崎市観光基本計画)

## (8)-2 ウィズ・コロナ期観光戦略(令和2年 12 月策定)

令和2年度に、令和3年度以降のアクションプランを策定する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、目標値の達成が困難となった。その後の回復の見通しも立たないことから、臨時的に「新しい生活様式」に対応した観光戦略を策定した。

## (9)岡崎市景観計画(令和4年4月一部変更)

平成16年(2004)の景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を生かした岡崎のまちづくりに向け、多様な景観施策の展開を目指したマスタープランとして「岡崎市景観計画」を策定し、『美しく風格ある岡崎の創生～自然・歴史・暮らしをつなぎ、誇りと愛着を育む景観まちづくり』を基本理念に、将来の景観像を次のように位置付けている。

この基本理念、景観像を踏まえ、市全体の良好な景観形成を図る上での基本方針の1つとして「固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成」を掲げている。

### ■景観像(歴史・伝統)

## 歴史が輝き、伝統が息づく景観

### 景観像 (歴史・伝統)

古くから東西交通の要衝であり、城下町や宿場町、門前町等を基盤として発展し、今も威風堂々たる歴史・伝統が息づいています。

歴史的な建造物やまちなみ、文化財等を保全・活用しながら、暮らしの中に歴史と文化の薫る景観を形成します。



### ■景観形成の基本方針

## (2) 固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成

徳川家康公生誕の地である岡崎城をはじめ、本市においてこれまで培われてきた数多くの歴史的・文化的資産は、固有の歴史を継承しながら発展を続ける都市の風格を感じさせるものです。

この固有の歴史・伝統を守り、未永く将来にわたり継承する景観形成を進め、歴史と未来をつなぎます。



歴史と未来をつなぐ

#### □地域固有の歴史や成り立ちを表現する

古くからの道路の線形等の「土地の記憶」を活かし、新たなデザインへ反映 等

#### □歴史的・文化的資産を発掘し、保全・活用する

歴史的建造物等の外観の保全、地域の景観まちづくりの核としての活用 等

#### □城下町、宿場町及び門前町等の風情をつくる

城下町等の地域特性を表現する要素を活用し、歴史的建造物等と新たなデザインとの融合・調和を図り、まとまりや連続性のあるまちなみを形成 等

#### □岡崎城のシンボル性を高める

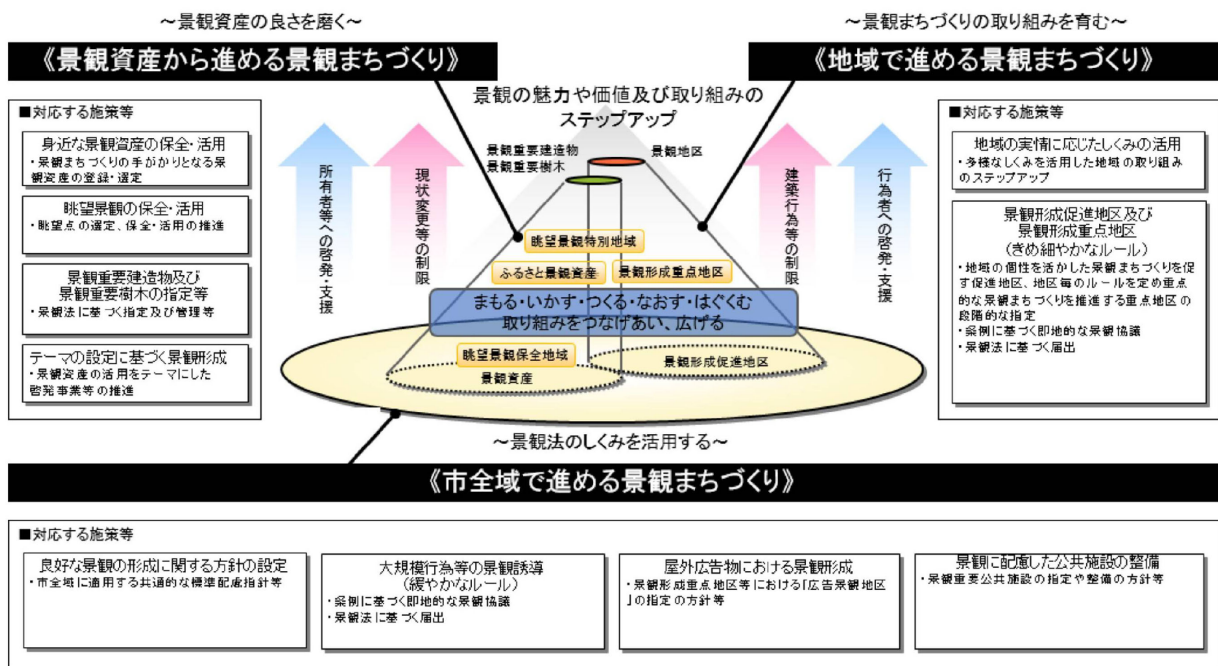
主要な眺望点(大樹寺、殿橋、矢作橋、明神橋等)からの岡崎城への眺望の確保、岡崎城と周辺市街地の建築物等との調和による眺望景観の魅力向上 等

図3-2-12 岡崎市の歴史・伝統に関する景観像と景観形成の基本方針(岡崎市景観計画)

また、岡崎らしい景観を形成していくために、特に重要な区域を「景観形成重点地区」として位置付け、地域別の方針や詳細なルールを定め、良好な景観の形成を誘導していくこととし、総合的なまちづくりの推進に向けて、まちづくりの機会を魅力的な景観づくりへと展開する「景観まちづくり」を積極的に進めていくこととしている。

「景観まちづくり」を進めるための施策としては、景観に影響を与える個別の開発行為や建築活動を規制・誘導する施策、良好な景観形成の先導的役割を担う公共施設の整備や良好な景観形成に関する事業の実施、市民の景観に対する意識を高めるための普及啓発などを進めていくこととしている。

さらに、岡崎市景観計画では、良好で美しい景観を形成するため、規制・誘導そして支援の対象として、景観計画区域(市全域)において、具体的な景観形成の方針やルールの策定及び景観形成上の重要な建築物や樹木の指定を行っている。



3つの景観まちづくりの施策展開図

図3-2-13 景観まちづくりの進め方(岡崎市景観計画)

## (10)岡崎市地域公共交通計画(令和4年3月策定)

「岡崎市地域公共交通計画」は、第7次岡崎市総合計画を上位計画とし、その主要課題に対して、他の分野政策・計画と連携・連動を図りながら、地域交通網の形成及び確保に資するマスタープランとするための計画である。また、都市計画や地方創生、環境、住宅、福祉、観光振興などの本市の各分野の計画との調和・整合を取り、各種計画の推進を交通の面から支援するものである。



図3-2-14 計画の理念と基本目標・基本方針(岡崎市地域公共交通計画)



## (11)岡崎市緑の基本計画(令和3年3月改訂)

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて策定される計画であり、緑地の保全や公園の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、都市の緑全般についての将来像とそれを実現するための施策を明らかにすることを目的とし、緑地の保全及び緑化の目標や、それに向けた方針及び施策を定めるものである。

「岡崎市緑の基本計画」では、『緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき』を計画の理念とし、その理念を達成するために掲げた4つの基本目標のうちの1つに、「岡崎の歴史・文化、多様な魅力を支える緑の活用」を掲げ、5つの基本方針を設定している。

特に、基本方針①「歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用」においては、「旧東海道、岡崎公園などのマツを保全し、岡崎市の歴史的景観を維持する」「歴史的文化資産などを際立たせ、人々が守り育ててきた緑を保全する」などの推進施策が示されている。

### ■計画の理念

## 緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき

### ■基本目標・基本方針(一部を抜粋)

#### 基本目標3 岡崎の歴史・文化、多様な魅力を支える緑の活用

本市の歴史・文化・自然資源と一体となった特色ある緑や大規模公園など、内外に岡崎市の魅力を発信する拠点的な緑の価値をより一層高めるため、民間事業者との連携など多様な手法を取り入れた保全・維持管理・活用を推進します。

#### 【基本方針】

- ①歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用
- ②水と緑のふれあいの場の創出と活用
- ③岡崎を代表する公園の魅力の向上
- ④魅力的なまちづくりに資する花と緑の活用
- ⑤健やかな暮らしを支える緑の活用

#### 歴史あるマツ並木や名木の保全と育成



本市のシンボルとなっているマツやサクラの並木・名木などの樹勢診断や病虫害対策を進め、樹木の保全と健全な育成を図ります。

#### 岡崎公園（岡崎城跡）の魅力の向上



岡崎公園（岡崎城跡）は、適切な樹木や植物の管理を進め、城跡にふさわしい景観づくりを進めます。

図3-2-15 計画の理念と基本目標・基本方針(岡崎市緑の基本計画)

## (12)乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画(QURUWA戦略)(平成31年3月改訂)

### 【まちづくりの目的】

「これからの100年を暮らすまち-新しい住み方・働き方・遊び方を楽しむ-

乙川リバーフロント地区の公共投資を経営課題の解決につなげるとともに、公共サービスの受益最大化を図る公民連携まちづくり導入のモデルとする。

そして、公民連携により市民・来街者に新たな交流・体験を通じた「良質な都市空間を楽しむ日常」と「暮らしやすいまち」を創り出し観光産業都市の創造を図る。

### 【QURUWA戦略とは】

乙川リバーフロント地区内の豊富な公共空間を活用して、パブリックマインドを持つ民間を引き込む公民連携プロジェクト（QURUWAプロジェクト）を実施することにより、まちの回遊を実現させ、波及効果として、活性化（暮らしの質の向上・エリアの価値向上）を図る戦略。

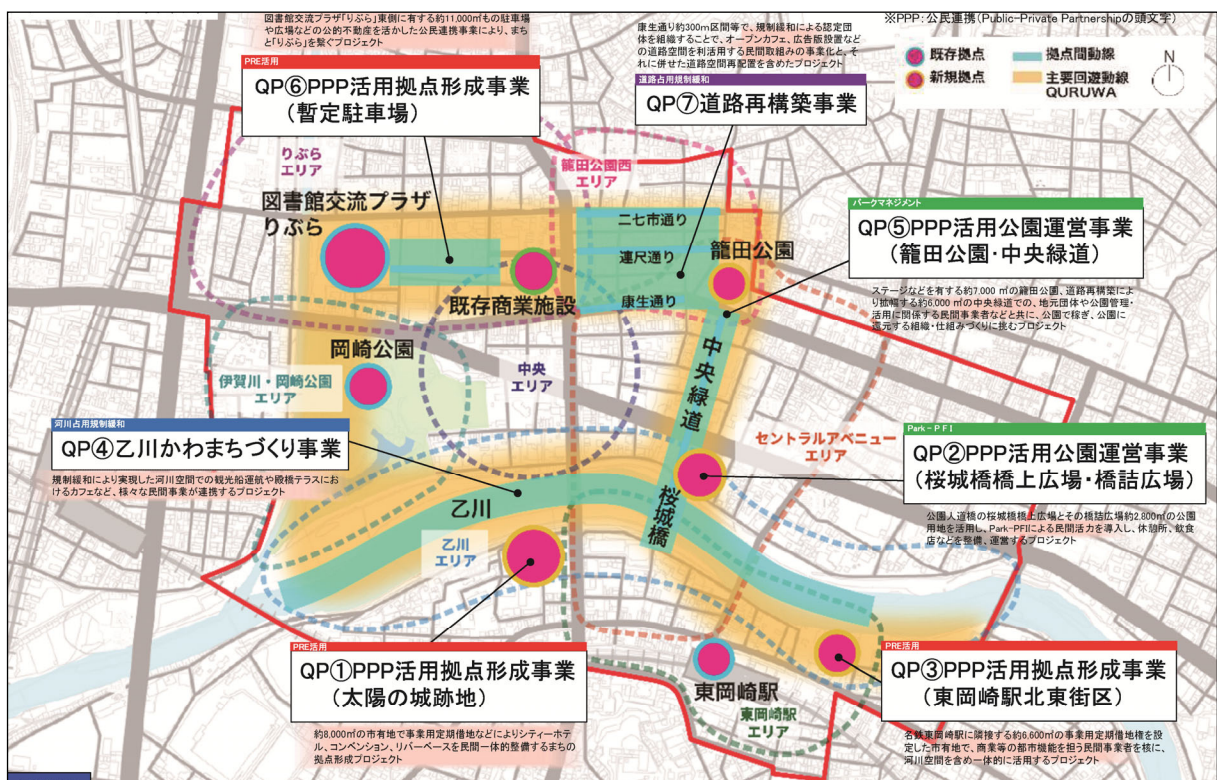


図3-2-16 「QURUWAプロジェクト概要図」 ※QP=QURUWAプロジェクトの略

※【QURUWA(くるわ)とは】

乙川リバーフロント地区(RF 地区)約157haの多様な魅力を味わうことができる約3kmのまちの主要回遊動線。名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎公園など公共空間の各拠点を結ぶ主要回遊動線。かつての岡崎城跡の「総曲輪(そうぐるわ)」の一部と重なること、また、動線が「Q」の字に見えることから、「QURUWA」と命名。



## (13)岡崎城跡整備基本計画 ー平成 28 年度改訂版ー (平成 29 年3月改訂)

「岡崎城跡整備基本計画」は「史跡岡崎城跡整備基本構想」（平成 15 年 3 月策定）、「史跡岡崎城跡整備基本計画」（平成 16 年 3 月策定）の理念・方針に沿う。岡崎城跡の歴史文化資産としての価値を高めるため、史跡指定範囲内の整備のみならず、近世の城下町を含めた総構え全体についても一体としてとらえ、史跡を未来へ確実に保存し、本質的価値を顕在化させること、史跡部分の整備を城下町である市街地へつなげ、流れ（ストーリー）のある総構えの整備・活用を目指すこととしている。

### ■整備基本方針

#### ①整備理念

- ◆岡崎城は、中世末期の築城時から近代に至るまで歴史や政治の舞台として岡崎のまちを形成してきた現在の都市の核であり、本市の歴史文化保護の象徴として位置づけ、将来に渡り確実にその価値を継承し保存していく。
- ◆岡崎城跡ならではの特性や価値を顕在化する城跡整備を目標に掲げる。その保存管理の方法を確立し、史跡保存の目的にかなった文化財活用整備を進めていく。
- ◆総構え等の城郭遺構がもつ価値を史実に基づきわかりやすく示すことで、良質な都市空間を形成し、観光やまちづくり、文化財活用ネットワークの拠点として整備する。利用者に対し岡崎城跡の魅力の向上を行い、総じて市民に身近な存在で愛着のある整備を図る。

#### ②整備基本方針

##### ◆調査研究

- 継続的な調査研究による岡崎城跡の全容の解明
- 資料の収集・整理

##### ◆整備、活用

- 史実に基づく復元整備
- 城郭全体がわかる整備と回遊性の創出
- 資料・情報の公開活用の実施

##### ◆史跡の保存、修復

- 城郭遺構の確実な保存
- 保存のための追加指定
- 公開活用に資する保存修復

##### ◆環境整備

- 史跡と都市公園が調和する整備
- 歴史を感じる良質な都市空間の形成
- 史跡の風致を高める植栽整備

##### ◆運営、維持管理

- 史跡としての保存管理
- 史跡公園としての管理体制の整備
- 理解と愛着を生む市民の関わりづくり。

#### ◆整備の基本方針

##### ■内部(史跡・岡崎公園)

歴史文化資産の価値を まもる・高める・いかす

##### ■外部(総構え・城下町)

日本屈指の城郭規模を 見せる・つなぐ・いかす

図3-2-17 岡崎城跡整備に関する整備基本方針(岡崎城跡整備基本計画)

■整備基本計画

ゾーン名称	整備の方向性
<b>内郭エリア</b>	
<b>内郭1ゾーン</b> 【本丸・持仏堂曲輪・清海堀・風呂谷曲輪・坂谷曲輪(部分)】	ー 史跡の価値を将来にわたり確実に保存するー 市史跡指定地を構成し、城郭中枢部である本丸を中心とした史跡の価値が良好に保存されているゾーン
<b>内郭2ゾーン</b> 【二の丸(部分)・三の丸(部分)・東曲輪・隠居曲輪・菅生曲輪(部分)・坂谷曲輪(部分)・龍城堀・総構え(部分)】	ー 遺構を保全しつつ、歴史文化資産としての価値を顕在化するー 市史跡指定地を構成し、比較的往時の空間が残され、史跡の本質的価値が内在しているゾーン
<b>内郭3ゾーン</b> 【二の丸(部分)・三の丸(部分)・備前曲輪・浄瑠璃曲輪・菅生曲輪(部分)・北曲輪・稗田曲輪・白山曲輪】	ー 岡崎城内郭の市街地へ回遊性を持たせるー 内郭のうち市史跡指定地の外側のゾーン
<b>総構え(外郭)エリア</b>	
<b>総構えゾーン</b> 【籠田総門、松葉総門、御馳走屋敷、総堀、菅生川 等】	ー 岡崎城総構えや東海道二十七曲りへ回遊性を持たせるー 外郭を構成する総構え内の城下町(武家屋敷・町家)ゾーン

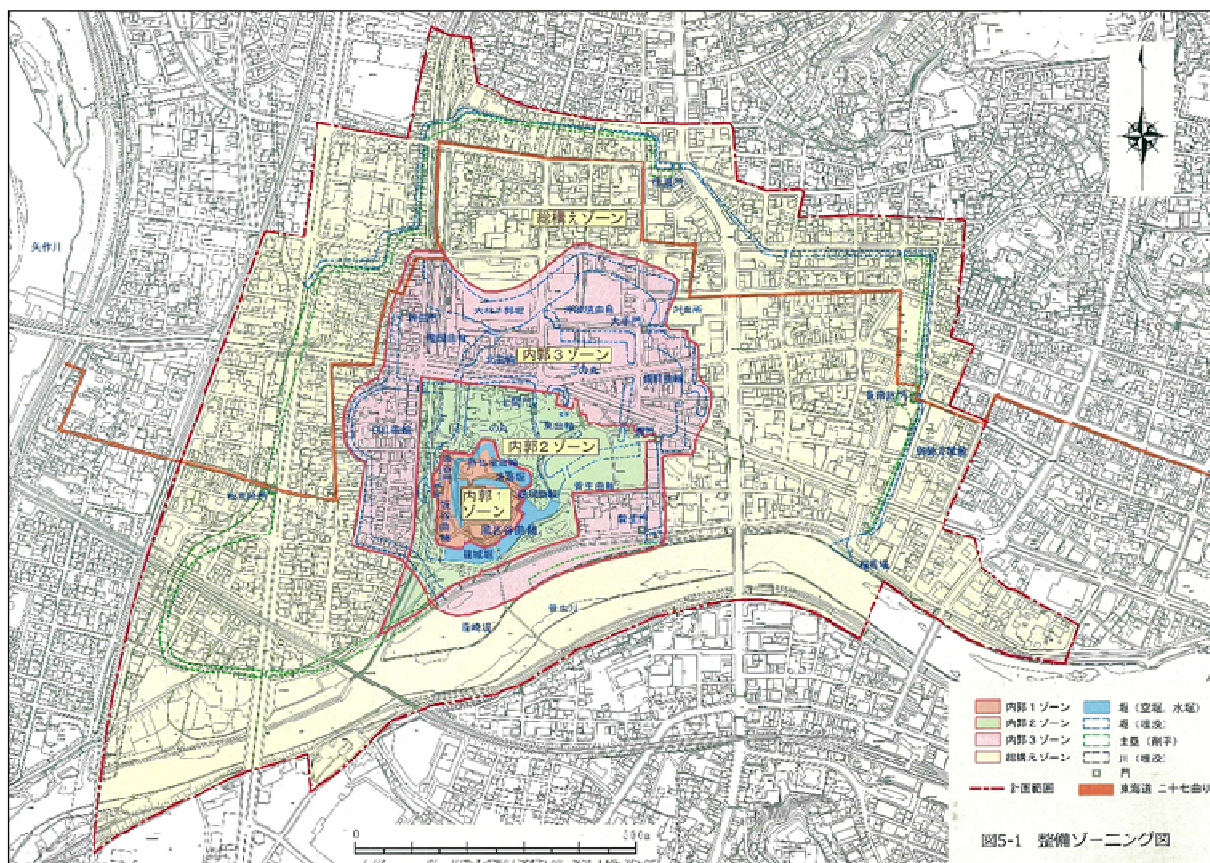


図3-2-18 岡崎城跡整備に関する整備基本計画(岡崎城跡整備基本計画)

### (14)岡崎市文化財保存活用地域計画（令和3年7月認定）

「岡崎市文化財保存活用地域計画」では、本市の歴史文化資産を取り巻く状況を整理・分析した上で、保存・活用のための基本方針を定め、計画期間内に実施する具体的な取組・事業を示した。本計画を文化財行政におけるマスタープランかつ、措置を定めたアクションプランと位置付けて事業の推進を図る。

本計画では4つの保存・活用の方向性を定め、この方向性に則った5つの分類の基本方針に基づく措置を推進することで、基本理念である「歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む地域づくり」の実現を目指す。

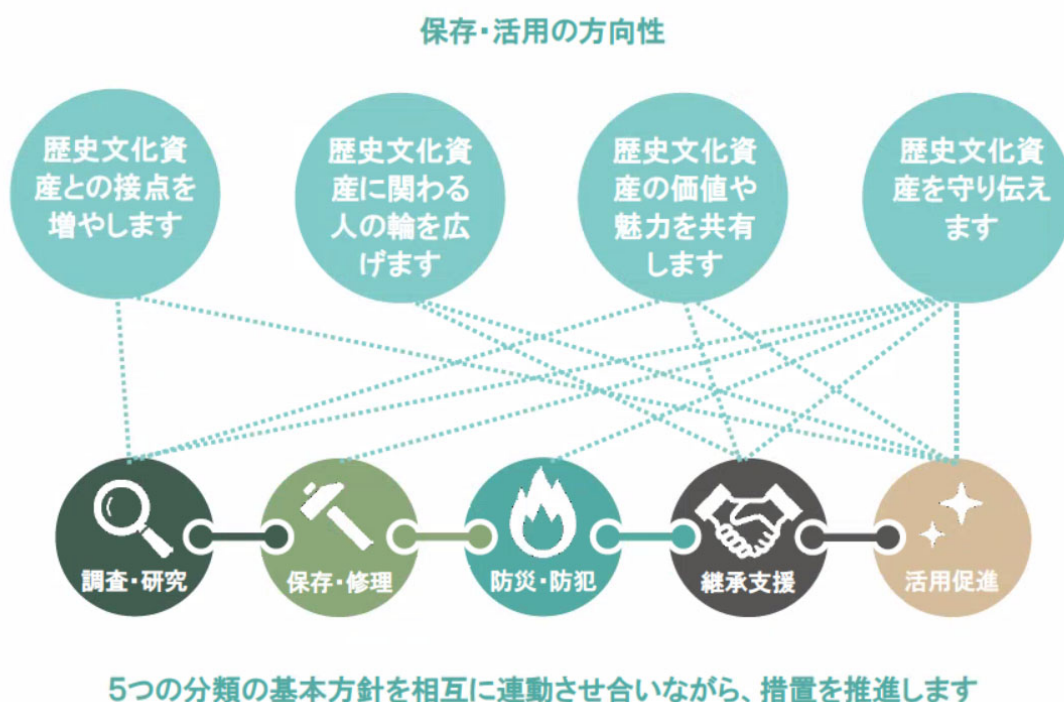


図3-2-19 計画の基本理念と文化財の保存・活用の基本方針(岡崎市文化財保存活用地域計画)

本計画では、文化財保護法第2条で規定する文化財や埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、その類型に収まらない本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るすべてのものやこと（生活文化、名産品、地場産業など）を含めて「歴史文化資産」と表記する。

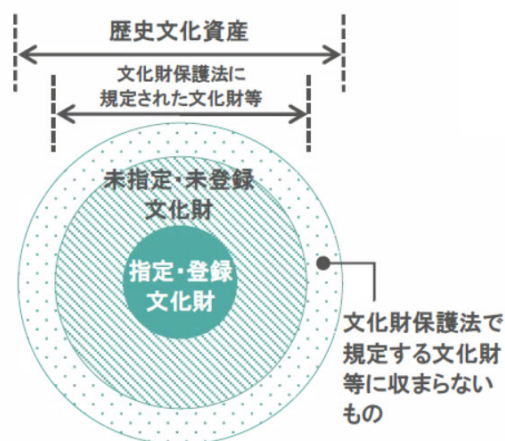


図3-2-20 計画における文化財 (岡崎市文化財保存活用地域計画)

### 3-3.歴史的風致の維持向上に関する基本方針

#### (1)基本理念

岡崎の歴史は、古くは旧石器時代にはじまり、平成の時代へと続いている。

そうした時の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を、後世に伝え残していく責務がある。

折しも、平成 27 年(2015)には、徳川家康公薨去 400 年、翌平成 28 年(2016)には、市制施行 100 周年を迎えた。岡崎が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと岡崎への愛情と誇りを一層確かなものにするとともに、これらを地域の活性化や観光の振興につなげていくことが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちに関わり、愛情と誇りを持って岡崎の歴史を語り合い、皆で糸を撚るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

## 未来へつむぐ 歴史まちづくり

#### (2)行動目標

「歴史」は、今を生きる我々が無関心で何もしなければ、いつか忘れ去られ消え失せてしまうものである。しかし、「歴史」は、今を生きる我々がその大切さを認識し、心に留め、過去から現在へ大切につむぎ、次世代に伝えていくことで、いつまでも輝き続けるものである。

岡崎の歴史文化やそれに関わる多数の資産が、まちの資産であるとともに市民共有の財産でもあることを一人ひとりが認識し、岡崎の歴史に向き合い、市民や行政を始めとする様々な主体が協働しながら、「気づき、共有し、行動する」まちづくりを進めていくことを、歴史的風致の維持向上の行動目標とする。

気づく

共有する

行動する



### (3)歴史まちづくりの視点

前項の基本理念、行動目標及び歴史的風致の維持向上に関する課題を踏まえ、以下に歴史まちづくりの視点を示す。また、それぞれの歴史まちづくりの視点に対する「歴史的風致の維持向上に関する方針」の関係について整理する。

歴史まちづくりの視点は、具体の歴史まちづくりを進める際において相互に関連しあうことが考えられる。その相互のおおよその関係を以下に示す。

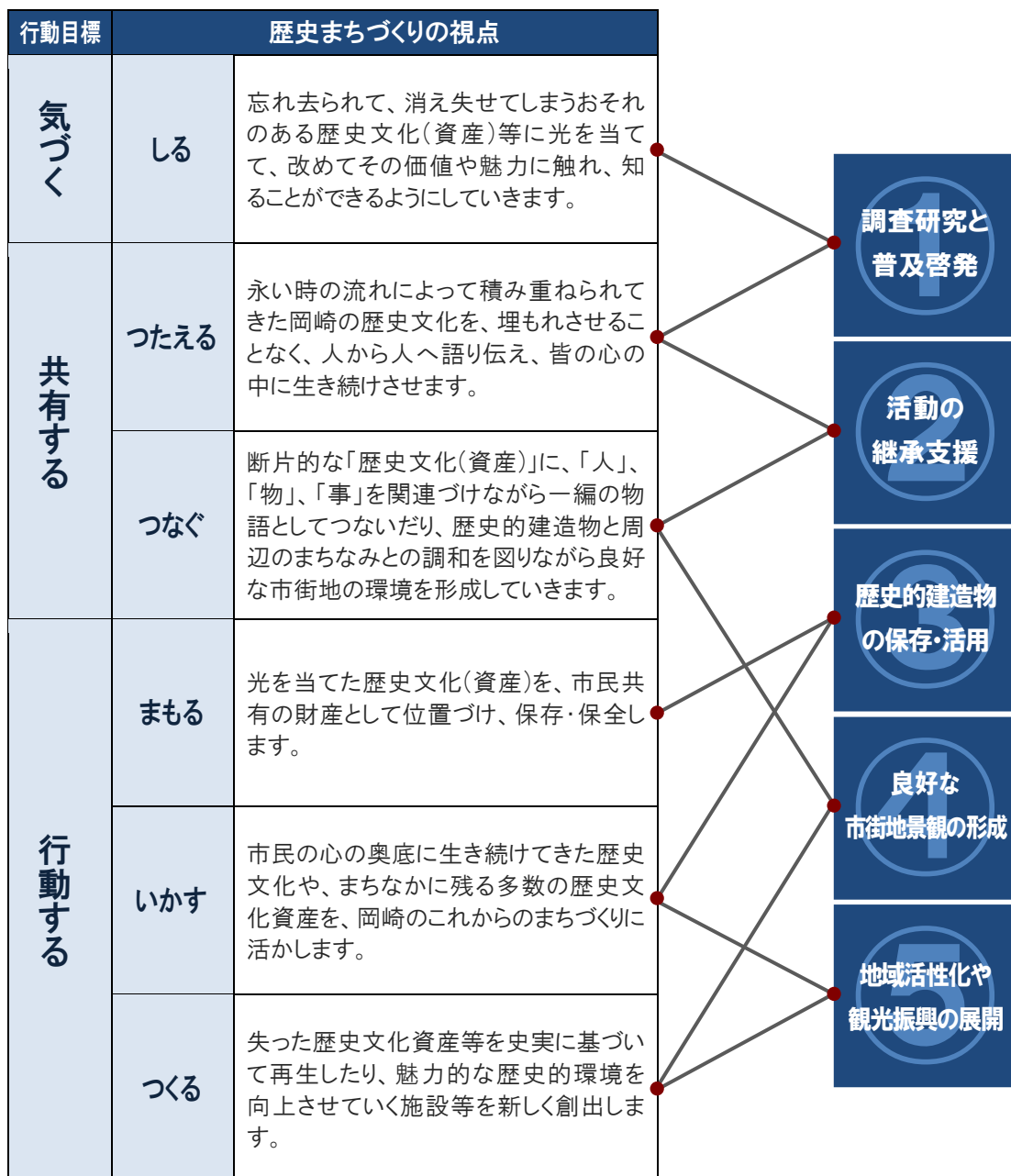


図3-3-1 歴史まちづくりの視点と歴史的風致の維持向上に関する方針の関係

## (4)歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上に関する課題と、上位計画や関連計画との整合や連携を踏まえ、将来にわたって、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史上価値の高い建造物やその周辺環境(「場」)、そこで繰り広げられる地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動(「人」)、そして、それらが相まって形成される歴史的風致としての「一体的な価値」の3つの視点から、以下のとおり5つの基本方針を定める。

- ①歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進
- ②歴史や伝統を反映した活動の継承への支援
- ③歴史的建造物の保存・活用の推進
- ④歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成
- ⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

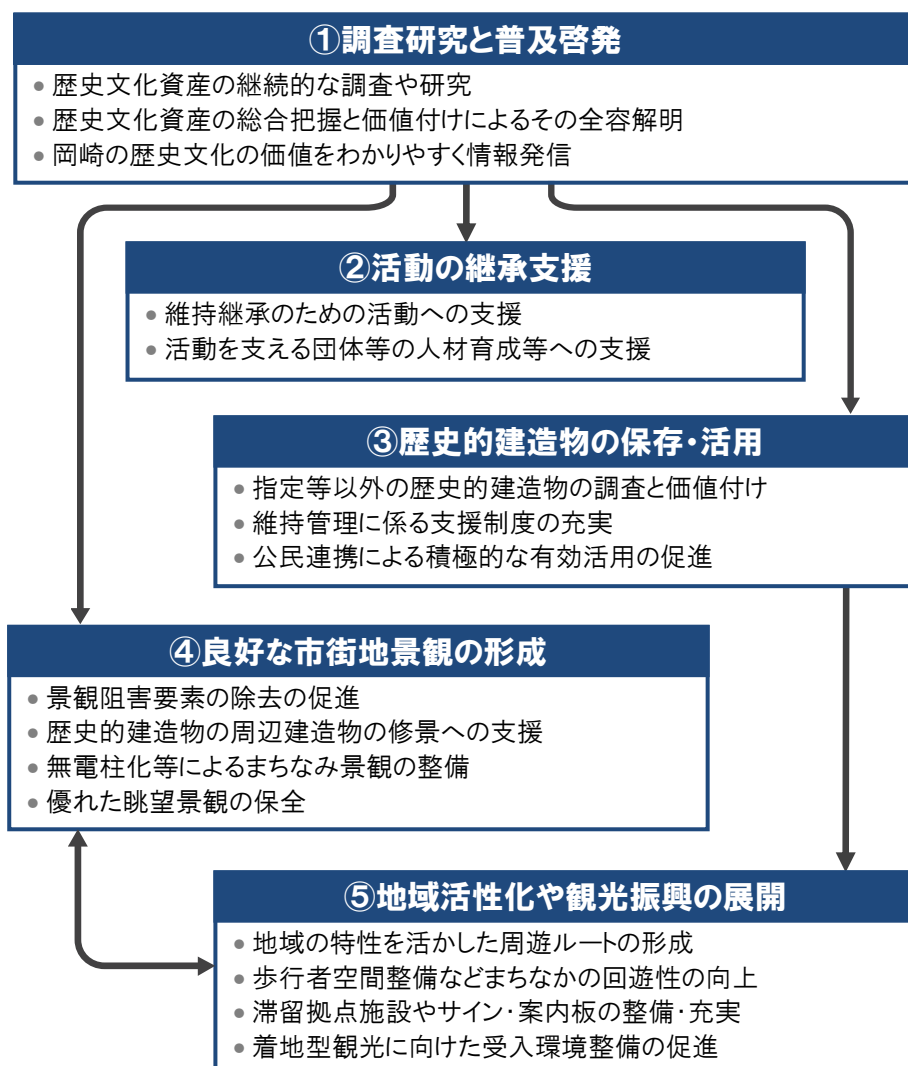


図3-3-2 歴史的風致の維持向上に関する方針とその関係



### ①歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進

市民や来訪者に岡崎の歴史文化をわかりやすく伝え、より深く理解してもらうためには、その価値や魅力をテーマごとに編集・整理し、広く効果的に情報発信することに加え、身近で楽しめるものとして歴史文化が見える化(可視化・顕在化)されており、体感を通じて、容易に理解できることが重要である。また、歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。

具体的には、未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、そして発掘調査等の検証が行われていない埋蔵文化財については、文献史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点等も明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、本市の歴史文化資産の全容解明に努める。そして調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定や、景観重要建造物等への指定により、将来への確実な保存と積極的な活用を進めていく。また、普及啓発として、市民一人ひとりが歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、愛情と誇りを持てるよう、各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する。

特に、岡崎城跡については、「見える化」への各種の取組みにより、その歴史的価値や魅力がまちに表出し、視覚的に感じることができるよう検討を進める。

### ②歴史や伝統を反映した活動の継承への支援

受け継がれてきた祭礼等の伝統行事は、各々の文化的価値に加え、愛情と誇りの醸成の場や機会になることはもとより、地域活性化や観光振興にもつながることから、地域住民や専門家等と連携しながら、状況に応じて、活動の継承のために必要となる実態調査や記録作成等について支援を行い、担い手となる後継者の育成につなげる。

また、ふるさとへの愛情と誇りを育み、地域で歴史や伝統を反映した活動の継承を支えることのできる仕組みや環境づくりも進める。

具体的には、地域の祭礼等の伝統行事については、地域固有の希少性や継承の必要性等を内外に周知し、活動の担い手がこれらを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていなければならぬという機運を醸成し、学校教育の場や継承に取り組む組織と連携協力しながら後継者の発掘や育成に努めるとともに、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。

岡崎石製品や三河仏壇等の伝統工芸品については、その価値や魅力、歴史等を発信する場を確保し、広く周知を図るとともに、特に若い世代がこれらを体験できる機会を設け、後継者を育成する環境づくりに努める。

### ③歴史的建造物の保存・活用の推進

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産として、また地域の顔として良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、地域で支え、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存し、大胆かつ柔軟な活用に取り組む。

歴史的建造物のうち、既に文化財の指定等の措置が講じられているものについては、引き続き、国・県・市や学識経験者の指導、助言のもと、文化財保護法等に基づき適切に保存管理するとともに、一般公開するなど積極的な活用を促進する。保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

一方、歴史的風致を構成している未指定の歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推進し、必要に応じて、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市条例に基づく資産の指定等を検討するなど新たな価値付けを行い、その保存・活用を図る。

指定・未指定に関わらず、歴史的建造物の保存に対する所有者の理解を促進するための啓発とともに、修理・修景等への助成やクラウドファンディング等を活用した資金調達など、所有者の維持管理の負担軽減に係る支援制度の充実を図り、生活等にも配慮した上で、一般公開など公民連携による積極的な有効活用も促進する。

なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて、耐震や防火対策、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。

具体的には、岡崎城跡については、発掘調査を継続して実施し、歴史的な価値を深めていくとともに、その成果に基づく整備に向けた検討を行っていく。日吉山王社や旧額田郡公会堂及物産陳列所のように老朽化等が見受けられ、将来的な保存管理に懸念が持たれる建築物については、損傷状態の現状を調査・把握し、修理・整備の優先順位を付け、適切な方法で修繕を図る。このほか、火災等による歴史的建造物の滅失を防ぐため、歴史的建造物の耐震性や耐火性の向上・防火設備の設置等の対策を図る。

### ④歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成

歴史的なまちなみや良好な景観を保全・活用することは、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化にもつながる。このため、本市固有の自然・歴史・暮らしをつなぎ、美しく風格ある景観を創生する。

市全域において、良好な景観の形成に向け、景観計画や水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づき景観形成重点地区等の指定をし、建造物等の形態意匠等の規制・誘導等を行っている。引き続きこれらの取組みを進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、建造物等の外観修景や除却、集約化、道路の美装化や電柱電線類の

無電柱化等を実施し歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善を図る事業を推進することで、歴史的建造物とその周辺市街地との一体的な景観形成に規制と事業の両面から取り組む。

具体的には、歴史的建造物の周辺建造物等の景観上の改善による歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、その外観修景に対し支援を行うほか、良好な景観を阻害する要素の除却についても、促進策を講じる。また、文化財防災と一体となった歴史的なまちなみの防災性の向上などその対策について検討を進める。

大樹寺から岡崎城天守への眺望(通称：ビスタライン)については、その優れた眺望景観の保全を図るため、新たに制度創設した市独自の「眺望計画制度」により、変更命令が可能な実効性の高い規制手法への早期の移行を進める。

### ⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

本市にとって、歴史文化資産は、都市の魅力であり、観光資源でもある。これら歴史文化資産の確実な保存を前提に、再編集し物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化や観光振興の面からも活かしていくことは、その役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。社寺を始めとする歴史的建造物やその周辺の市街地と、祭礼等の伝統行事、伝統産業や工芸等の伝統的な活動とが一体となって、より一層それらが魅力的なものになるという認識のもと、これらが地域活性化や観光振興につながるまちづくりを展開する。

具体的には、岡崎の歴史文化の特徴を、様々な歴史的建造物や伝統的な活動との組み合わせによりつなぎ、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地として、交通アクセスも含めてネットワーク化した「観光周遊ルート」の形成に取り組み、内外へ積極的に情報発信することで、旅行者の周遊を促進する。その際は、バスやタクシー等を活用したルート設定など、観光交流の促進に向けた交通環境の整備も検討していく。

また、岡崎の歴史文化を視覚的イメージとして目で見ることができ(見える化)、そして体験的に理解できる(体感)ことが重要であるとの認識のもと、岡崎ならではの着地型観光<sup>1</sup>に向けて、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態であるニューツーリズム<sup>2</sup>など地域の特性を活かした多様な施策を検討するとともに、観光案内機能の充実など受入環境整備の促進も図る。

これら一連の取組みは、市民が岡崎の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みでもあることから、歴史文化を活かした

<sup>1</sup> 旅行者を受け入れる側の地域(着地)側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

<sup>2</sup> 従来の物見遊山的な観光旅行に対し、テーマ性が強く、体験型や交流型など旅行先での人や自然との触れ合いの要素を取り入れた新しい形態の旅行。

まちづくりの活動団体等への情報提供や活動に必要な支援を行うことにより、市民が主体となって取組みを推進する仕組みを構築するとともに、文化財の所有者や関係団体との連携、そして関係団体相互の連携を促し、活動のより一層の推進に取り組む。

このほか、歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上するため、市民や旅行者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる歩行者空間の整備、休憩等の滞留拠点施設やサイン・案内板の整備や充実も図る。

また、歴史文化資産の周辺のアkses道路や駐車場対策と併せて、公共交通の利用促進や流入する自動車交通の抑制対策も総合的な検討を進める。



### 3-4.計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、これまで計画策定に関する検討組織であった「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議」を「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進会議」に改編し、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行うこととする。そのとりまとめについては、事務局となる都市整備部まちづくりデザイン課と教育委員会事務局社会教育課が行うとともに、関係部局が連携協調して取り組み、都市整備・景観・文化財・観光等の分野が横断的かつ効果的な取り組みが行えるような仕組みとする。さらに本市の歴史的風致の維持向上に資する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項等がある場合には、「岡崎市歴史まちづくり協議会」のほか、「岡崎市文化財保護審議会」「岡崎市景観審議会」「岡崎市都市計画審議会」に意見聴取を求めるものとする。

事業の実施にあたっては、各種団体や事業者等と連携しながら進め、国や愛知県の関係機関と協議しながら事業を実施していく。また、事業完成後にはその成果又は課題を検証し、結果をフィードバックしながら本計画の事業効果を高めていくこととする。

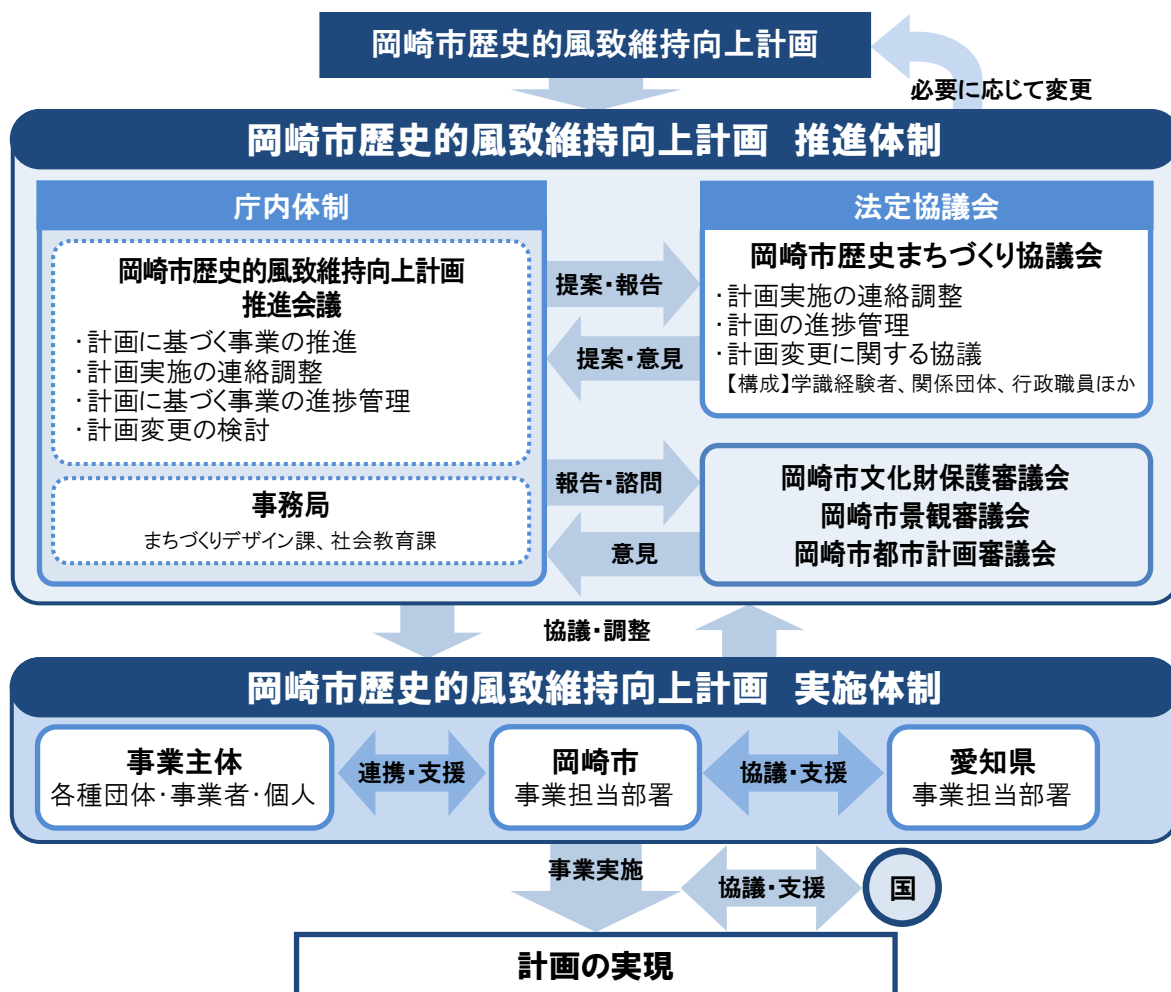


図3-4-1 計画実施の推進体制

